



第 22 期第 15 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 5 年 3 月 9 日

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第15回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、鈴木伸洋委員、日吉委員、田口委員、眞鍋委員は、Webで御参加いただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただきますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話し願います。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。

それでは鈴木会長、よろしく願います。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですので近況報告をお願いします。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。稲取の鈴木です。

稲取のキンメ漁は相変わらず少しずつというところですが、ただ、稲取から通うのに一番近い場所の漁場がな

かなか回復しなくて、そこにメインに通う年配者の仲間は出漁しない人の方が多いです。ただ、去年と比べれば水揚げが2月末で全体量が2.3トン増えているという状況です。

ただ全体的に魚は小型化している。一回り二回り大きくなれば漁が上向くのではないかと思います。以上です。それでは西原委員お願いします。

○西原委員

はい、シラスが今月末の解禁を目指して、シラス関係の人たちは作業で大忙しです。

カツオに関しては昨年からずっと釣れております。水温の関係で多少上がり下がりはありますが、金洲よりも先の、利島の東側周りの方まで遠征しています。単価が良いので、一日寝かしても良い値段がつくので、200kg前後の水揚げがあります。

キンメ漁は、例年よりも1~3月が風が弱く、出漁日が多くて、出れば大体300kg前後というところですが、一つ気になることが、大きなキンメの脂のりが少ない。これは仲買人さんの意見です。私ももらって食べたんですが、首をかしげるくらい脂がのっていない。水温が高いのではと思っています。ですから値段もあまり高くなっていません。

良いのはイセエビです。千葉・三重が不漁ということで、イセエビは9千円前後。7千円から高いと9,300円で取引されています。ナマコに関しても例年なら100円を切る値段なんですけど、よそがないということで、まだ300円を超える高値で取引されていてちょっとびっくりしています

定置は2月まではタチウオが入っていたんですが、3月になると魚が変わりまして、今はブリ、ワラサ類が多くて、また南方系のカタボシイワシも多い。売れないので網を沈めて逃がしている状況です。水温がそれほど変わらないのに海が変わってしまった。黒潮の流れだけでもないような気がします。あとはシラスの解禁を待つばかりです。

あと、全国的には、カツオの餌不足で三重県の19ト

ン船も出漁できない状況になっているものですから、先行きの見通しが暗いのが現状です。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。

これから、たい2そう船びき、それからシラスも始まります。シラスウナギは数量は少ないですが、単価が良いのでなんとか漁に出れる状態です。

アサリは一部の場所では生育していますが、浜名湖全体ではまだまだというところですよ。

ノリとカキは、シーズンの的には終了の時期です。ノリも気候が良かったせいでしょうか、本年は伸びも良く育成が良いんですが、売上が悪いので、仲買の方でストップがかかってしまいまして、ノリの終了は例年になく早まりそうです。

やはり西原委員も言ったように、シラスの解禁を心待ちにしている状況です。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川のサバですが、前回の海区以降の一か月半、量的にはたいしたことはありません。2月中はゴマサバの中にマサバが、多い日で5割、少ない日でも3割くらい入ったんですけれども、3月に入ってマサバが消えてほとんどゴマサバ。マサバの混ざっている率は1割に満たないくらいです。

3月に入って海が変わったと、先ほど西原委員が言っていました、こちらはその通り。マサバが全く消えてしまって、魚群探知機に反応が出るそうなんです、クジラとサメとマグロが多く、それがサバを追い払って漁獲につながっていません。それらが船に寄ってこないときは30トン掬えるんですけども、去年2月は船がいっぱいになるくらい掬えたのに、それと比較するとかなり量は少ないです。

3月がこの後どうなるか。テレビではイワシが多いと言っていますが、私たちの行く漁場ではイワシもいないしサバもいない。いるのはクジラとサメとマグロです。

○高田委員

伊東の高田です。

キンメは先ほど会長が言われたとおりです。キハダの曳き縄船もやはり島の東側を操業するので、同じ状況です。ただ魚の魚体は大きいような気がします。

磯は、ここに来てナマコの値が良くて、いつもは100円なのが、500～600円する。それを採っているようです。

○金指委員

まき網ですけれども、前回、1月に日吉委員が言っていたとおりイワシがいまして、2月は一か統大体、5～60トン獲れていました。ただ去年は広範囲に群れがいたんですが、今年は、1日獲ると次の場所にはいなくなる。日々全然海の状況が違い、行ってみないと分からないというような状況です。

月休みの1～2日前に石廊崎に大量にいたんですが、イワシが網の下をついて大きな破網がありまして、その後は修理に追われてまだ出れていない状況です。3月16日から瀬が解禁するので、サバに期待するところです。以上です。

○原委員

由比漁協の原ですが、今はシーズンオフで、今春から始まるサクラエビ漁の準備をしているところです。水技研の発表では、相当量増えてはいるけれども、まだ前ほど増えている状況ではないので十分注意して操業する必要がありますとのことでした。

問題はマーケット側です。現在情報収集しているんですが、地域の業者の中には、12～2月と販売はしていたがそれほど売れていない状況で資金繰りが大変。4千円で買った物を3千円で換金している業者も増えていくと聞きます。今度の春は、去年に比べて、量が増えても相場が足りなくて、それほど金額がいかないのではないかと心配しています。そうならないように、加工組合と毎日話をしているところです。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。フグ漁が2月いっぱいまで漁が終わったんですが、水揚げがそれなりにありまして12～2

月で4,842本で6.3トン。予想より1トン以上多い水揚げがありました。キロ単価は、例年、1月半ば以降安くなるんですが、今年は最後まで高値で、オスと分かっている個体には1万円以上つきました。最後の日も平均単価8千円以上。トン数の割には儲かった方だと思います。3月からのサヨリは初日が50kg、次の日が20kg。昨日、おとといは20匹くらいと数えるほどしかない状況で開店休業状態です。昨日も自分はカツオ漁に行ったんですけども、良い船で25本くらい。あとは15本から、中にはボウズもあったと聞いてます。ナブラも見えているが量がない状態です。以上です。

○日吉委員

定置の日吉です。

小型マグロが大量に入網しており、放流している状態です。

待ち遠しいのはブリなんですけれども、これからの来遊を期待するところです。以上です。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。

先ほど西原委員からもキンメの脂が少ないという話がありました。キンメが生息する水深は230mくらい。水域の水温は大体年間を通して10℃前後。上の水温帯とそれほど変わらないはずなんです。キンメの食べている餌に脂があるかどうかの影響しているのではないかと思います。脂が乗るのはハダカイワシ。あれがキンメの脂を増やすと言われてます。利島に愛知県の底引き船がいますけれども、それがキンメの餌を獲っているのが漁が少ない原因の1つかもしいです。

それでは、本日の議事録署名人を、原委員と渡邊委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項のア するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。

諮問事項(1)ア 特定水産資源(するめいか)に関する令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定についてご説明します。座って説明させていただきます。資料1をご覧ください。

まず、資料の構成をご説明します。

1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。

3ページが県公報告示案、4ページが国からの配分通知、5、6ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋、末尾の7ページが知事からの諮問文となっております。

1ページの1の概要からご説明します。

知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。

まず、【都道府県漁獲可能量の設定】について4ページをご覧ください。こちらは国からの通知で、令和5管理年度のするめいかの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた根拠については、5ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

1ページにお戻りください。【知事管理漁獲可能量(案)】について説明いたします。

ただいまご説明したとおり、するめいかについて、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を令和4管理年度と同様に表のとおり「現行水準」と定めたいと存じます。施行の際は、3ページの内容により県公報に告示し、県HPでも公表予定です。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

参考の県資源管理方針の制定の【経緯】と【県方針の変更】については、何度か説明しておりますので説明を

省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料 2 ページの諮問事項になります。

特定水産資源（するめいか）の令和 5 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。

御審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、するめいかの令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を現行水準と定めることについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項のア　するめいかに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項のイ　くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

引き続き松浦から説明をいたします。

先ほどの諮問はスルメイカに関する来年度の数量設定の話でしたが、この諮問はクロマグロに関する来年

度の知事管理漁獲可能量の設定になります。よろしく
お願いします。

資料2を御覧ください。資料2のIの概要、【資源管理の経緯】につきましては、従前から内容が大きく変わり
ませんので割愛させていただきます。

1 ページ中ほどから下の1 令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定についてをご覧ください。(1) 漁獲可能量の設定について、こちらに令和5管理年度、つまり4月1日以降の1年間となる期間の静岡県の漁獲枠をお示ししてございます。

数量は小型魚が29.8トン、大型魚が14.5トンです。この数値を本県の管理区分にどのように配分するか、については(2)のところに記載がございました。下線部、令和4管理年度と同様の比率・量でそれぞれの管理区分に配分することとしたいと考えております。

次のページをご覧ください。2 ページに令和5管理年度の配分案の表がございました。左に知事管理区分と令和5管理年度の配分案を、一番右に令和4管理年度の当初時点の配分案をお示ししています。矢印が一番右から左に向かって出ております。数字は同比率・同量ですが、10月に大型魚の漁船漁業等の区分分けを行っておりますので矢印の途中にその分けをした時の配分数字をお示ししてございます。

以上が、令和5管理年度のスタート時、初の数値配分案でございます。

次に2、令和5管理年度当初に行われる国の繰越し処理による再配分後の処理についてご説明します。

WCPFCの決定事項として、令和4管理年度の残枠については、国全体として当初数量の17%まで翌管理年度へ繰越が認められています。このうち、沿岸漁業分においては、都道府県配分量の当初の10%までが自県繰越し可能となっております。

この繰越し数量については、令和4管理年度の繰越し数量を4月中旬に確定した後、数値の処理を行いまして、農林水産大臣から静岡県の追加配分はこれですと変更が通知される見込みです。

その数量につきましては、未定ですが、自県繰り越し分として本県最大値は小型魚が2.9トン、大型魚が1.4トンです。こちらは3月の消化状況によっては少なくなる可能性もございます。それから、都道府県の自県繰り越し以外の数量を一旦国が留保として持ち、それを再配分する予定です。

配分量につきましては、現在もまだ令和4管理年度の真ただ中でございますので数量未確定ですが、年度当初、予定では4月下旬となっておりますが再配分された枠を有効に利用するため、あらかじめその配分方法について皆様にお諮りしたいと考えております。

再配分された数量の配分方法について下の(1)に記載しております。

静岡県に再配分された数量を漁業種類別、これは漁船漁業等と定置漁業の2種類です。この2種類に配分する際は、県別TACの開始時に国が都道府県の数量を定めるに当たり実績を採用した時の実績比率で配分します。

小型魚については、一年を3期間4か月ごとに分けて管理しておりますが、急な群れの来遊がいつあるか予測できませんので、これに対応できるように、また漁獲枠の増分を効率的に利用できるよう、漁船、定置いずれも4-7月の期間に追加配分したいと思います。

大型魚については、過去の実績比率で配分した後、定置はそのまま配分しますが、漁船漁業等につきましては追加分をはえ縄漁業及びひき縄釣漁業に2分の1ずつ配分したいと考えております。資料4ページをご覧ください。このページ以降が関係の資料となります。今回諮問事項が2つございますが、4ページ目が当初数量を設定するための諮問、5ページが令和4管理年度の繰り越し分を再配分した際の数値処理についての諮問、資料6ページ目は令和5管理年度開始前に年度当初数量を公表する際の告示案、資料7ページが農林水産大臣からの静岡県当初配分量の通知分、最後8ページが漁業法の関係個所抜粋となります。

3ページにお戻りください。2の諮問事項を読み上げ

ます。

1 特定水産資源の令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定（年度当初分の数量設定です）。こちらについて、漁業法第16条第1項の規定に基づく特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の設定について、同条第2項の規定に基づき諮問いたします。

次に2、国の繰越し処理による再配分後の知事管理漁獲可能量の変更（再配分があった時の配分方法です）。漁業法第16条第5項で準用する同上第2項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の変更について諮問いたします。

なお、数量変更後の告示文に軽微な変更があった場合は、修正を事務局に一任していただきたいと存じます。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、4月以降のくろまぐろ、大型小型両方の配分量と、繰越し処理があった場合の配分方法について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 諮問事項のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項のうちくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

それではⅡの諮問事項をご覧ください。

Ⅰの経緯につきましては説明を割愛いたします。

Ⅱの諮問事項、の欄に今回諮問する、数量変更の内容と考え方を記載してございます。

まず（1）の小型魚について。こちらは留保の開放です。現在、県が留保を2.0トン保持しておりますのでこれを開放し、漁船漁業と定置漁業に2分の1ずつ配分します。次に（2）大型魚の県内融通についてです。こちらは日吉委員が会長をされている定置協会から、漁獲枠に余裕があるので漁船に有効利用して欲しいとして2.0トンを漁船漁業等に譲渡する旨の申し入れがあったためです。日吉委員、ありがとうございます。定置漁業から漁船漁業等に譲渡する2.0トンについては、はえ縄漁業と引き縄釣漁業に2分の1ずつ配分したいと思います。

以上、（1）、（2）が今回の諮問部分ですが、参考までに他県との融通の状況についてご説明します。

皆様には前回の海区で他県からの譲受が厳しい旨お伝えしておりましたが、その後、小型魚では1.0トンを譲り受け、前回の海区で諮問し答申を得た方法に基づき、漁船漁業等と定置漁業に2分の1ずつ配分しました。この処理を2/16に実施しております。さらに、3月に配分される融通で1.3トンの譲受が成立しましたので、同様の処理により配分予定です。

大型魚については、2月の融通で0.1トンを譲受し、これも前回の海区で諮問し答申を得た方法に沿って漁船漁業等のうちのはえ縄漁業と引き縄釣漁業に2分の1ずつ配分しました。現時点ではそのほかに譲受の予定はございません。こういった背景もありまして定置漁業者の方から大型魚の県内融通についておっしゃっていただいたことについて、感謝申し上げます。

次に2ページをご覧ください。現在の県内の状況をご説明します。小型魚は漁船漁業等では引き続き知事の指導に基づき目的採捕の自粛と混獲時の生体放流を実施しております。定置漁業では漁業者自主ルールに基づき放流を継続していただいております。

大型魚につきましては、採捕量の大きな漁船漁業等で、自主ルールに基づき採捕を継続しております。

下に参考として2月末現在の消化状況をお示ししております。小型魚は漁船漁業等、定置漁業ともに消化率8割を超えております。また大型魚は漁船漁業等のうち、ひき縄釣が既に8割を越えております。

今回の数量変更について詳細版を4ページに添付してございます。4ページを御覧ください。いつもの横書き表ですが、A4に納めるように途中を省いてございます。表の左手から管理区分。上が小型魚で下が大型魚です。1番左の表の数字が記載してある変更※4について、こちらが2月16日時点の最新の数値となっております。この太枠で囲んである部分の数字が今回の変更対象です。

小型魚では留保枠2.0トンを解放し、矢印の先、漁船漁業等と定置漁業に2分の1ずつ配分します。こちらが今回の諮問分ですが、今回の数量変更で、□で囲んである、他県からの譲受分についても処理します。こちらは既に海区の答申をいただいている配分方法になりますが、これをもとに1.3トンと同じように2分の1ずつ漁船と定置に配分いたします。

次に大型魚です。定置漁業の6.2トンの枠から2.0トンを漁船漁業等に譲渡します。これをはえ縄漁業とひき縄釣漁業に1.0トンずつ配分します。この処理が諮問内容です。このほか、今年度、端数処理の関係で小数点以下第2位を表記していないものがありましたが、今回、きれいに数字が揃いましたのでその処理分も反映しています。

この変更にかかる諮問文を6ページに、変更後の告示案を7ページに、それから現在の静岡県全体の枠がわかる国からの通知文を8ページに、最後9ページに

漁業法の関係か所抜粋を添付してございます。

それでは、資料3ページにお戻りください。諮問事項です。令和4管理年度、この3月末までの期間における、小型魚の留保解放と大型魚の県内融通に基づく数量変更とその配分方法について諮問いたします。

なお、数量変更後の告示分に軽微な変更があった場合は、修正を事務局に一任していただきたいと存じます。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、この3月における変更について、数量とその配分方法について御審議をいただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

鈴木伸洋です。よろしいでしょうか。

松浦さん、現在の静岡県のクロマグロの消化率について教えて下さい。

○松浦主査

資料の2ページの下に、2月末現在のものがございまして、小型魚につきましては、それほど変わっておらず漁船が85%くらいで、定置が数百キロ増えた数字となります。

大型魚につきましては、県全体では2月末現在は53%ですけれども、この後3月末に向けて、まだ枠を持っている漁業者さんはまだ採捕されると思いますのでもう少し伸びるかなと思っております。

○鈴木伸洋委員

わかりました。ありがとうございました。

○西原委員

留保枠開放ですが、少ない数量ですよ。今、採捕自粛となっておりますが、それを解放して、や

る気になったら1日、2日で終わる量ですが、解放の予定はありますか。

○松浦主査

御承認いただければ、枠がありますのでお金にして欲しいというのが第一であります。漁船はやる気になれば一日で終わると思っておりますので、残りの枠を周知して、県全体の枠というよりは、90%まで後何トンという中で、それぞれの漁協に、他の人の分も考えるということと、説明会でも言いましたが、枠をオーバーしたら県の借金になることを意識してもらうように伝達する予定であります。大口の漁協の担当者さんにはもう連絡をしております。

○鈴木会長

今の西原委員の発言ですけれども、本数が、残り何本でストップがかかるということだから、漁協の職員も頭を悩ませている状態でした。

○渡邊委員

自分たちが曳き縄をやりに日曜日に出ると、日曜日の分の数量が次の日に県庁に報告が行くと思います。そうした場合はオーバーしてしまう可能性もあるんですよね。

○松浦主査

可能性はありますがそれでは困るので、通常は海区で諮問の後に答申いただくと、できるだけ早く公表してすぐに使えるようにしていますが、これを今回やると曜日の並比的に土日が挟まって、漁協の職員さんも土日の仕事になってしまうので、3月13日の月曜日から獲れるように連絡を取りながら、止めるときはすぐ止めたいと考えていますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは御意見出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは 諮問事項のウ
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する
令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
について、原案のとおり了承します。

ここで 10 分間の休憩といたします。10 分後に議事を
再開いたします。

—休憩—

○鈴木会長 それでは議事を再開します。

続きまして、諮問事項のエ 漁業権の一斉切替に係
る漁場計画案について、協議事項 漁場計画案に係る
公聴会の開催について、そして報告事項 新規個別漁
業権の免許に関する審査基準について、ですが、これら
の議案は関連がございますので、一括して審議したい
と思います。事務局から説明をお願いします。

○松浦主査 引き続き事務局の松浦から、資料 4 について御説明
します。漁業権の一斉切替に係る漁場計画案について。
前回までは漁場計画原案を基に、皆様に協議してまい
りましたが、今回はいよいよ諮問となります。このほかに
協議、報告がございまして、ボリュームがありますが
よろしくをお願いします。

まず 1 ページ目の漁業権の一斉切替えについてです。
こちらは既に何度かご説明してまいりましたので、今
回も説明は割愛いたします。2 ページを御覧ください。

2 の漁場計画原案の作成について御説明します。(1)
海区漁場計画について。漁場計画の内容について考慮
すべきことについては以下に示したとおりですが、今
回は一ポツ目 2 行目の下線部分、その他公益に支障を
及ぼさないように、設定されていること、この点を含め
御説明いたします。

(2) から以下 (6) にかけてが今回の説明の全体像に
なります。(2) は今まで海区で協議、報告してきた内容

です。昨年度末からの要望・実態調査を経て実際の利用状況や要望事項等の整理をしました。並行して、11月にはHPで素案を公表し、いただいた意見の回答も公表。これらを踏まえて海区漁場計画原案を策定してまいりました。

(3) からが今回御説明する新たな内容となります。漁場計画は、公益に支障を及ぼさないように設定する必要がありますので、漁業法以外の湾湾法、港則法、海岸法等の規制を受けることから、漁場計画原案について関係諸官庁、これは海上保安庁（下田、清水、御前崎の保安署）、それから県の港湾の管理者と海岸管理者になります、こういった部署と協議をしまして、その結果、その他公益に支障を及ぼさない旨の回答を得ております。

そして(4)の今回の諮問になります。漁場計画として資料中に該当箇所がございます。(4)2行目に記載の免許の条件については、後ほど漁場計画の説明の際に補足いたします。

次に(5)です。今回、(4)の諮問をいたしますが、海区漁場計画を作成するということは、一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利を県が設定することになります。すなわち、免許を受けた者、漁協さんだったり漁業会社さんだったりしますが、その方達、それから行使権のある人、漁協の組合員さんといった方々、こういった方はその漁業を営める、という権利になりますが、一方で漁業行為や採捕行為を制限される人、罰則を適用されてしまう人がでてきます。

このため、(5)に記載のとおり、海区委として公聴会を開催し、利害関係者の意見を聴いた上で知事に答申をしていただくことが漁業法に定められております。スケジュールについては後ほど協議いたしますが、4月に東部、中部、西部の3地区で開催する予定です。

最後に、(6)です。こちらは今回報告までといたしますが、新規の個別漁業権の免許にかかる審査基準の作成については、諮問と協議が終わった後に、次回予告として御説明します。

それでは、全体スケジュールの確認から御説明していきます。3 ページを御覧ください。A4 一枚にしているため文字が小さくなっておりませんが、一番上の要望・実態調査のところから一番下の免許・公示までが漁業権免許までの作業スケジュールを示しており、今どの辺りかがわかればと思っております。

現在は令和4年度の一番下、色をつけてあります3月の所になります。時間的には残り6か月ほどですが、今回の漁場計画の諮問から免許者の決定にかかる答申事項まで重い審議が続きますのでどうぞよろしく願います。

次に4ページ5ページを御覧ください。こちらは作業の手順をお示した流れになります。4ページ2にあります漁場計画の作成については、既に作業が済んでおります。5ページに移っていただきまして一番上、海区漁場計画の諮問が今回に当たります。この後、公聴会を開催し、その結果をもって4月27日に予定している海区委にて皆様に答申をいただきます。また、このときに、免許の条件にかかる諮問・答申を行います。4月の海区で答申をいただいた後、海区漁場計画を公表。その後、免許手続に入って参ります。

次の6ページには、海区漁場計画（案）について知事から海区会長あての諮問文を添付しております。次の7ページ、8ページが免許対象となる漁業権の大まかな位置についてお示ししている図で、9ページからが漁場計画案の本体となります。

9ページを御覧ください。項目だけ、御説明します。3に条件がございますが、こちらは漁場計画と一緒に載せておりますが、計画そのものではなく別に定めることができるものとされているものです。この条件は次回4月の海区で諮問します。ここから40ページまでが共同漁業権で神奈川との県境から始まります共第1号から西へ行って最後、浜名湖内の共第20号が対象です。40ページからは区画漁業権です。

40ページを御覧ください。熱海市の地先にあります特区第1号の項目8番に団体漁業権又は個別漁業権の

別、団体漁業権、と記載してありますが、今回の免許では全ての区画漁業権を団体漁業権として免許することを想定しています。特区を団体漁業権として設定する場合は、漁場利用の観点から、ある一定の水面の中に複数の漁業者が使用する場所を調整しながら養殖を行うことが望ましいと考える場合です。今回の計画においては、全て団体漁業権として設定しています。

40 ページの特区第 1 号から西へずーっといって 90 ページの浜名湖の特区第 72 号まで、それから 91 ページに前回免許の際に新規設定しました 73 号の田子の浦のワカメの特区までとなります。

最後に定置漁業権です。91 ページの下に定第 1 号がございますが、そのまま伊豆東岸から南伊豆、沼津、由比、そして 100 ページにあります焼津市田尻沖の定第 16 号になります。定置漁業権は一つの漁場を皆で使うのではなく、定置網 1 か等を 1 漁場で使用することから全て個別漁業権として扱います。

内容については、前回添付した漁場計画の表の内容から一部、微修正をかけた所もございますが根本的な修正はございません。今回こちらを諮問いたしまして、次回、4 月に答申をいただくまでの間に静岡海区として開催します公聴会の予定を 101 ページにお示ししています。

101 ページを御覧ください。公聴会について初めて出席される方もいらっしゃるかと思いますので概要を御説明しますと、海区漁場計画に対して利害関係人、これは漁業者や新たに漁業を始めようとする者、それから船舶の航行に関わる者等、この漁業権を設定した場合に何らかの関係がある者を指します。そういった方が漁業権の設定について意見を述べる事が出来る場となります。

当日、海区委員の皆様は、漁場計画及び漁場の図面をもとに、意見を述べようとする者の意見を「聴く」までとなります。101 ページの下に記載の通り、委員会は公聴会においては、討論又は評決を行わないこととなっています。

この公聴会を経て、4月の海区で答申をいただくこととなります。県内の開催か所を開催順に東部、こちらは4月10日に伊東漁協さんで、西部、こちらは4月14日に浜名漁協さんで、最後に中部、こちらは4月20日に県庁にて開催する予定です。中部の県庁のみ、会議室確保の関係で、漁連さんのビルになる可能性があります。

公聴会の関係市町及び対象とする漁業権は記載のとおりです。出席をお願いしたい委員さんについては、司会をお願いする会長と副会長、それから漁業者委員さんには既に日程のお願いをしておりますが、学識委員それから影山委員についての参加箇所は資源課側の案を載せております。ご都合の悪い場合は、本日から一週間を目処で、今日の帰りでも、改めてでも御連絡いただければと思います。

なお、公聴会の開催にあたっては、委員の皆様方に出席依頼文書を送付いたします。また、次回の海区では公聴会の結果について事務局から報告後、知事宛の答申について御審議願います。よろしく願います。

それでは最後の報告事項です。一旦資料の2ページの1番下、(6)にお戻りください。新規の個別漁業権の免許にかかる審査基準の作成についてです。

海区漁場計画で漁業権を設定した場合、その漁場が適切かつ有効に活用されるように、適格性のある者に取得させることとなります。また、免許をしてはならないとされる者(暴力団員であるとか、漁業法令違反をした上、今後も改善が見込まれない者等)を除き申請があれば免許をしなくてはなりません。その上で、1つの漁業権に対して複数の申請があった場合、競願の時の判断は下のアとイに記載のとおりです。

ア 漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者がいる場合は、当該漁業権者。これは以前からも御説明しているとおり、今、免許を持っていて漁場を使っている場合は、当然その人に優先して免許されます。ということです。

次にイ、先ほどのア以外の場合は、改正前の漁業法であれば、個別漁業権においては、免許する場合にどんな

順番で優先順位をつけるか、が明確に定まっておりますが、今回は、漁業の機会を拡大できるようにと優先順位は撤廃されましたので、競願があった場合は、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許せよ、となっております。

こういった場合に備え、あらかじめ審査基準を定め公表する必要があると水産庁のガイドラインには記載されておまして、次回、4月の海区委で県が検討した審査基準について協議いたします。

文字だけではわかりにくいので、すみません、また後ろの102ページにあります図を用いてイメージを共有したいと思います。海区漁場計画の作成から漁業権の取得までの流れというタイトルがついています。全体が上、中、下の3段に分かれておましていちばん上が漁場の活用状況。これは適切かつ有効に漁場を利用しているか、という普段からの漁業権者の利用状況の確認について記載しています。

真ん中が漁場計画の作成。ここが今回諮問する内容になりますが、類似漁業権とされた漁業権は共同、区画、定置の種類を問わず、同じ漁業権者が申請してきた場合は、一番下の段、免許すべき者のところでそのまま次の切替えで免許する相手となります。ところが、真ん中の段の右側にある新たな漁業権、ここに団体漁業権と個別漁業権として扱うものについては、複数の申請があった場合、それから類似漁業権として設定していたのに急遽、現在の漁業県者が何らかの理由で申請してこなかった場合など、誰が優先か決まっていないものが発生する可能性があります。

ここで、1つの漁業権に1つの申請のみ、であればその申請者に免許することとなりますが、複数あった場合は、「地域の水産業にもっとも寄与すると認められる者」に免許することとなります。

その中身とは、概念が次のページ、103ページの一番下の枠、ガイドラインと真ん中にタイトルが記載してあるか所に書かれています。枠の中の1ポツ目の2行目、生産力の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、

地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等、これらの中長期的に勘案すること。確かに、その通りではあるのですが、静岡県ではこれらをどう判断するのかということについては、どういった項目を設定し、提出書類でどのように判断するか、といったものを策定したいと考えております。今後、県法務担当課や水産資源課内で検討し、次回、4月の海区で案を提示し協議願いたいと考えて下ります。

長くなりましたが、漁場計画案の作成についての説明は以上です。今回、諮問はするものの答申は次回になりますので、協議事項、それから漁場計画の内容含めご協議いただきたいと存じます。また、新しい制度に乗っ取って進む部分もありますので、質問がございましたらそれも含め御意見いただけたらと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、諮問事項として漁場計画の内容について、それから協議事項として4月の公聴会の開催について御審議願います。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

よろしいでしょうか。
104ページに記載のこととなりますが、討論はないということでしょうか。

○松浦主査

はい。聞くだけ、ということになります。

○伊藤事務局長

ただ、意見の内容がわからないときは、そのことについて質問していただいても構いません。

○板橋局長

発言の内容を明確にさせていただくことは構わないと。ただ、あなたの意見は間違っているというような指

摘はできないということです。

- 西原委員 意見を言う人が、第8条ですね、「公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない」とありますが、これは違うことを発言しようとしたときには発言を止めるということですか。
- 伊藤事務局長 そうですね。漁業権の話なのに、知事許可漁業についての発言があった時は、それは全く違う話なので、発言を止めていただく必要があります。
- 鈴木会長 他にございませんか。
 漁業者委員からはないようですので、学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 鈴木伸洋委員 鈴木伸洋ですが一つよろしいでしょうか。
 今の西原委員の御質問にも関連するので確認しておきたいのですが、討論あるいは評決はしないことはその通りなのですが、発言の内容が不明確な場合にはそれを明確にするような会話はしてよろしいということですよ。
 かつ、何か議論が必要な場合、当日そこでは議論は行いませんが、持ち帰る必要があると思いますので、第6条にあるように、賛成意見及び反対意見の両方の意見を聴取する必要が、並行同時的にある、という考え方でよろしいでしょうか。
- 松浦主査 はい、第6条の解釈ですが、その通りかと思えます。
 第4条に、意見を述べようとする方が、あらかじめ文書を提出することができると思いますので、予めわかっているならば、第6条にあるようなことができるのかなと思っております。
- 伊藤事務局長 全員賛成で反対者がいない、という場合もありますので、そのときは反対意見をもらえない、という場合も

あります。

- 金指委員 第3条に、公聴会を開こうとするときは、開催の5日前までに公示するとありますが、この掲示はどこにされますか。
- 松浦主査 通常の海区もそうなのですが、県庁の掲示版に紙で掲示されます。
- 李委員 一つよろしいでしょうか
新規個別漁業権の申請についてですが、申請の見込みはあるのでしょうか。
- 松浦主査 今回の場合ですと、定置漁業権で新規のものがいくつかありますので、聞き取りをしている相手の方は申請をされると思っておりますが、それ以外の方から申請があるかは現在わかっておりません。
- 安間委員 はい、公聴会の件で参考までに聞きたいんですけども、今までの実績で、どの程度公述人の発言があったのでしょうか。
- 松浦主査 過去の議事録を確認しますと、出席者はいるけど発言者はなかった場合があります。また出席者が沢山いて、代表の方が意見を言うという場合もありました。
- 鈴木会長 前回、いとう漁協で東部公聴会に参加したんですが、参加者は多かったですが、意見無かった気がします。
- 伊藤事務局長 私も以前、浜名漁協での西部公聴会に出席しましたが、ノリとかカキの養殖業者の方の参加が多かったです。
- 眞鍋委員 眞鍋ですがよろしいでしょうか。2つあります。
一つは、公聴会への出席人数は何名以上といった決まりはあるのでしょうか。

それからもう一つですが、公聴会では、賛成や反対といった意見はなくても、あとで意見言われる場合はあるのでしょうか。

○松浦主査

まず、出席される委員さんの数に決まりはあるのかということですが、特に明記はされておられません。

今回このように委員さんの配置を考えた理由は、各地区の漁業者委員はその地区の漁業にお詳しいので、その地区に御参加いただいて、あとは学識・中立委員をそれぞれ分けさせていただきました。

2点目ですが、公聴会を告示して実施するのは、公聴会の場で意見を言って下さい、ということなので、後から意見を言われても、機会を与えているのでそれはできません、となります。さらに付け加えますと、漁業法改正で、今まではこの公聴会だけだったものを、その前に去年の11月から12月にかけてHPで公表したということもあるものですから、意見を言う機会は設けていたということで、後から意見を言われても、それを認めることはありません。

○田口委員

公聴会で聞いたことを、委員の皆様と海区漁業調整委員会の中で共有する機会はあるのでしょうか。

○松浦主査

公聴会の結果の共有については、前回平成30年の公聴会の議事録と海区委員会の議事録を確認する限りでは、前は特段意見がなかったのですが、その後の海区では、事務局から、公聴会ではこういう意見がありました、という情報共有のみでした。

○田口委員

わかりました。引き続きよろしく申し上げます。

○安間委員

一点よろしいでしょうか。

公聴会で、反対意見を言われた場合、その場での討論はしないわけですが、その後の海区後に、こうなりましたよという通知をすることがあるのでしょうか

○松浦主査

自分が知る限り、公聴会で反対意見が出た場合もございましたが、その後、条件をつけて海区委員会で答申をしていて、その後、その方と漁業を営もうとする方と調整をして、その結果、漁場計画が告示されたということがあります。利害関係人として意見があった場合は、場合によっては希望する方と話し合いをするということはあるかと思っています。私が確認した以前の資料では、通知というよりは話し合いを続けておりました。

○鈴木会長

認めるための条件作りが必要になってくるかと思います。

それでは、諮問事項のエ 漁業権の一斉切替に係る漁場計画案について、協議事項 漁場計画案に係る公聴会の開催について、そして報告事項 新規個別漁業権の免許に関する審査基準については以上とします。

最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。今回は4月27日(木)、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 漁業権の一斉切替に係る漁場計画案に対する答申、等を予定しております。なお、答申前には、東、中、西部で開催する公聴会もございますので、その出席も含め、よろしく申し上げます。

○鈴木会長

次回については、4月27日(木)午後2時からということですので、よろしく申し上げます。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期15回静岡海区漁業調整委員会を閉

会します。

ありがとうございました。

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和5年3月9日

議長 鈴木 精



議事録署名人

原 剛



議事録署名人

渡邊 俊了



